

令和2年度 大阪府「都市緑化を活用した猛暑対策事業」に係る募集要領

大阪府では、多くの府民や来阪者が、暑くても屋外で待たざるを得ない、バス停やタクシー乗り場のある駅前広場、駅前広場以外に設置されている単独のバス停並びに駅において、緑の有する気象緩和等の公益的機能を活用して暑熱環境の改善に取り組む「都市緑化を活用した猛暑対策事業」の補助事業者を募集します。

※本事業は、早期の効果発現をめざすことから、本時期に募集を行っています。

そのため、「令和2年2月定例府議会大阪府一般会計予算」の成立を前提に事業化される停止条件付きの事業です。予算が成立しない場合には、事業者を募集したことに留まり、いかなる効力も発生しません。

1 募集事業の内容

(1) 事業名

都市緑化を活用した猛暑対策事業（以下、「猛暑対策事業」という。）

(2) 事業の趣旨・目的

大阪府においては、地球温暖化による気温の上昇だけでなく、都市化に伴うヒートアイランド現象による気温の上昇が加わり、暑熱環境が悪化しています。その結果、熱中症患者数が急激に増加するなど、府民の健康に大きな影響が及んでいます。

このため、屋外空間における暑熱環境を改善する取組の一環として、駅前広場や単独のバス停、駅において、猛暑対策事業に取り組むこととしました。

(3) 募集する取組み

都市緑化及び暑熱環境改善設備の導入による駅前広場などの暑熱環境の改善

① 本事業における都市緑化は、以下のとおりとします。

ア 地上部緑化（敷地の空地、通路等における高・中・低木、芝生等の植栽等（可動式のものにあっては、容量100リットル以上のものに限る。））

イ 建築物緑化（建築物等の外壁、塀等における緑化）

② 本事業における暑熱環境改善設備は、以下のとおりとします。

ア 日除けの設置（日光の直射を遮る対策）

イ 微細ミスト発生器の設置（清浄な水を微細な霧状に噴霧することにより、気化熱を利用して装置周辺の気温や体感温度を低減する対策）

ウ 打ち水ルーバーの設置（ルーバーフェンスの上部から水を流すことにより、気化熱を利用して表面温度を下げるとともに、装置周辺の気温や体感温度を低減する対策）

エ 遮熱性塗料の塗布・遮熱性フィルムの貼付（日除け等の日射反射率を高める対策）

オ 再帰性フィルムの貼付（建物の窓や壁面に当たる日射の一部を上空に反射させることにより、地上の歩行者への反射日射を抑制する対策）

カ 保水性ブロックの設置（気化熱を利用して路面等の温度上昇を抑制・冷却する対策）

キ 遮熱性舗装の設置（路面に当たる日射の一部を上空に反射させることにより、路面の温度上昇を抑制する対策）

ク その他暑熱環境改善効果のある設備（環境汚染を発生させるおそれのないもの）

2 補助内容

補助金額・補助率については、以下のとおりとします。

- ① バス停やタクシー乗り場のある駅前広場、駅前広場以外に設置されている単独のバス停
 - ・ 1事業箇所あたり1事業者への補助金額は1,500万円を上限とし、補助対象経費の1分の1以内とします。(複数のバス停等がある駅前広場も1事業箇所とします。)
- ② 鉄軌道駅のプラットホーム等(改札の内側)
 - ・ 1事業箇所あたり1事業者への補助金額は1,500万円を上限とし、補助対象経費の2分の1以内とします。

ただし、①、②とも補助対象経費に国その他の団体からの補助金等が充当される場合は、当該補助金等を控除した額を補助対象経費とします。

3 募集期間

令和2年2月28日(金)から令和2年3月27日(金)まで

4 補助対象事業者

補助対象事業者(応募できる方)は、大阪府内の市町村、民間事業者、複数の民間事業者等により構成される団体(以下、「共同団体」という。)です。

なお、2者以上の補助対象事業者が、猛暑対策事業の実施計画(以下、「共同計画」という。)を共同で作成・共有し、連携して取り組むことも可能です。その場合、それぞれが補助対象事業者となります。

また、次に掲げる者は応募することができません。共同団体で参加する者にあつては、構成員のうち一部の者が次に掲げる者であれば、応募することができません。

(欠格要件)

- ① 直近3事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者
- ② 地方税及びその附帯徴収金を完納していない者
- ③ 宗教活動や政治活動を目的にしている者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員もしくは大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第四号に規定する暴力団密接関係者、並びにそれらの利益となる活動を行う者
- ⑤ 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- ⑥ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

5 募集条件

(1) 実施場所

バス停やタクシー乗り場のある駅前広場、駅前広場以外に設置されている単独のバス停及び駅で、暑くても屋外でバス等を待たざるを得ない場所であること。

(2) 対策技術

対策技術は、次の①～⑤の全てを満たしていること。

ただし、2者以上の補助対象事業者が、共同計画を共同で作成・共有し、連携して取り組む場合は、共同計画が①～⑤を全て満たすことで、それぞれの補助対象事業者が①～⑤を満たしたものとします。

- ① 対策技術には、都市緑化(既存樹木の樹勢回復を含む。)と暑熱環境改善設備を1設備以上、必ず含めること。(実施場所に応じた適切な規模とすること。)
- ② 都市緑化は、「大阪府森林及び都市の緑の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備に係る個人の府民税の税率の特例に関する条例」の趣旨に則して、気象緩和など都市の緑の有する公益的機能を維持増進し、暑熱環境の改善に資するものであること。
- ③ 緑陰や日除け(既設を含む。)により、日陰を作る「日射を防ぐ対策」が講じられていること。
- ④ 整備する都市緑化及び暑熱環境改善設備が、十分な暑熱環境の改善効果が発揮されるよう、下記ガイドラインの「第4章 対策技術選定の際の確認事項等」などに記載されている内容に適合していること。

※「まちなかの暑さ対策ガイドライン 改訂版」(平成30年3月 環境省)

http://www.env.go.jp/air/life/heat_island/guidelineH30.html

- ⑤ 対策を実施する場所の景観行政団体(景観法第7条)が定める景観計画に適合した良好な景観形成に資すること。

(3) 関係機関等との事前協議・調整

施設管理者や交通管理者との協議、周辺の店舗等との事前調整、地域の景観への配慮など、「関係機関等との事前協議・調整」が整っている、又は整う見込みであること。

(4) 維持管理・運営体制

整備した都市緑化及び暑熱環境改善設備を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1に掲げる耐用年数の期間、継続的に維持管理すること。また、そのために必要な運営体制が確立されていること。

(5) 補助対象経費の額

補助対象経費の額(都市緑化及び暑熱環境改善設備の工事費等)が、適正な金額となっていること。

(6) 暑熱環境改善設備等の整備期間・工程

整備する都市緑化及び暑熱環境改善設備は、令和3年3月25日(木)までに施工を完了すること。また、整備期間・工程が適切なものとなっていること。

(7) 看板等の設置

大阪府の森林環境税を財源として整備したことを表示した看板等を設置すること。

(8) 供用状況の報告

整備した都市緑化及び暑熱環境改善設備の供用状況を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1に掲げる耐用年数の期間、各年度の10月末までに報告すること。

(9) 暑熱環境改善効果等の報告

整備した都市緑化及び暑熱環境改善設備について、整備完了後の最初の10月末までに以下を報告すること。

- ① 夏の昼間における暑熱環境改善の定量的な効果

(暑さ指数(WBGT)の計測を複数回実施し、対照地点(基準点)と比較したもの)

※暑さ指数(WBGT)の計測にあたっては、大阪府が後日示す手順に基づき、大阪府

と事前調整すること。

② 利用者へのアンケート調査の結果

(整備した暑熱環境改善設備等の利用者へのアンケート調査(体感温度の変化や視覚的効果など)の結果)

※アンケート調査の実施にあたっては、大阪府が後日示す手順に基づき、大阪府と事前調整すること。

③ 定点での緑視率の測定結果

(猛暑対策事業の実施箇所における実施前と実施後の緑視率の測定結果)

※緑視率の測定等にあたっては、大阪府が後日示す手順に基づき、大阪府と事前調整すること。

※既存樹木の樹勢回復など猛暑対策事業の実施後直ぐには緑視率の変化を測定できない場合は、大阪府と協議の上、後年度に報告すること。

(10) 猛暑対策事業により整備した暑熱環境改善設備等の利用促進

整備した都市緑化及び暑熱環境改善設備が、より多くの府民や来阪者などに利用されるよう広報を行うなど利用促進策を講じること。

(11) 熱中症の発症リスク軽減に向けた独自の取組みの実施

熱中症予防策の普及啓発など、熱中症の発症リスク軽減に向けた補助事業者独自の取組みを実施すること。

6 補助対象経費

本事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、補助金交付決定以降に、契約、発注、購入等を行い、かつ設計積算書や見積書等の書類によって金額が確認できる、次に掲げる経費を補助の対象とします。(ただし、補助対象事業者の人件費は含みません。)

補助対象経費	内 容
工事費	暑熱環境改善のために必要な工事等に要する経費 ※法令等により義務付けられた緑化部分の整備に係る費用については対象外となります。 ■本工事費 <直接工事費> 材料費、労務費、直接経費 <間接工事費> 共通仮設費、現場管理費、一般管理費 ■附帯工事費 ■機械器具費 ■測量及び試験費 (実施設計及びバス停の上屋等の建築確認申請に要する費用を含む。)
備品購入費	猛暑対策事業に係る暑熱環境改善設備等の購入費 (暑熱環境計測器を含む。)
広報費	猛暑対策事業の広報に必要な備品や消耗品購入費、印刷費等 (大阪府の森林環境税を財源として整備したことを表示した看板等の購入・設置やチラシの印刷に係る経費等)
専門的知識に係る経費	猛暑対策事業を実施する際の有識者等からの意見聴取、専門業者へのデザイン委託等に必要経費

7 事業実施の流れ

(1) 事業への応募～補助金交付決定書の受理

事業時期		内 容
令和元年度	2月28日 ～3月27日	○猛暑対策事業（令和2年度分）への応募
	3月末	○補助事業（令和2年度分）の応募結果の受理
令和2年度	4月上旬～	○補助金の交付申請 * 令和2年度事業への交付申請は、本募集要領に基づき応募した結果、補助事業として選定された事業者が行えるものとします。 ○補助金交付決定通知書の受理 * 事業着手は、交付決定通知書の受理後としてください。

(2) 設備等の整備～府への報告

事業時期		内 容
令和2年の夏に暑熱環境改善設備等を供用開始する場合		
令和2年度	(交付決定通知書 受理後)	○暑熱環境改善設備等の整備
	(事業完了後)	○緑化及び暑熱環境改善設備の整備状況等の府への報告 * 府による整備状況の確認 ○補助金額確定書の受理・補助金の受領
	7月～9月頃	○暑熱環境改善設備等の供用開始 * 府による供用状況の確認 ○暑熱環境改善の定量的な効果（WBGTの引き下げ効果）の調査・把握 ○利用者へのアンケート調査 ○定点での緑視率の測定 ○暑熱環境改善設備等の利用促進の実施 ○その他、熱中症予防策の普及啓発など、熱中症発症リスクの軽減策への独自の取組みの実施
	10月	○府に対し、以下の項目を報告 ・暑熱環境改善設備等による暑熱環境改善の定量的な効果（WBGTの引き下げ効果） ・利用者へのアンケート調査結果 ・定点での緑視率の測定結果 ・暑熱環境改善設備等の供用状況 ・暑熱環境改善設備等の利用促進の実施状況 ・その他、熱中症予防策の普及啓発など、熱中症発症リスクの軽減策への独自の取組みの実施状況

事業時期		内 容
令和3年の夏に暑熱環境改善設備等を供用開始する場合		
令和2年度	～3月25日	○暑熱環境改善設備等の整備
	(事業完了後)	○緑化及び暑熱環境改善設備の整備状況等の府への報告 * 府による整備状況の確認 ○補助金額確定書の受理・補助金の受領
令和3年度	7月～9月頃	○暑熱環境改善設備等の供用開始 * 府による供用状況の確認 ○暑熱環境改善の定量的な効果（WBGTの引き下げ効果）の調査・把握 ○利用者へのアンケート調査 ○定点での緑視率の測定 ○暑熱環境改善設備等の利用促進の実施 ○その他、熱中症予防策の普及啓発など、熱中症発症リスクの軽減策への独自の取組みの実施
	10月	○府に対し、以下の項目を報告 ・ 暑熱環境改善設備等による暑熱環境改善の定量的な効果（WBGTの引き下げ効果） ・ 利用者へのアンケート調査結果 ・ 定点での緑視率の測定結果 ・ 暑熱環境改善設備等の供用状況 ・ 暑熱環境改善設備等の利用促進の実施状況 ・ その他、熱中症予防策の普及啓発など、熱中症発症リスクの軽減策への独自の取組みの実施状況

8 応募の手続き

本事業に関する応募手続等は、以下のとおりです。

本募集要領の内容を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 募集要領の配布方法及び応募書類の受付

① 募集要領配布方法

大阪府ホームページ

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/midorikikaku/shinrinkankyozei/mousyotaisaku.html>) からダウンロードしてください。(郵送による配布は行いません)

② 応募書類受付期間

令和2年2月28日(金)から令和2年3月27日(金)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時まで)

③ 応募書類提出方法

提出書類は、必ず受付場所に持参してください。(郵送による提出は認めません)

④ 受付場所

大阪府環境農林水産部 みどり推進室 みどり企画課 都市緑化・自然環境グループ
所在地：大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）22階
電話番号：06-6210-9558

⑤ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類（※副本の押印は不要）

① 大阪府「都市緑化を活用した猛暑対策事業」への応募について（応募様式第1号）

：正本1部、副本5部

② 事業計画書（応募様式第2号）：正本1部、副本5部

③ 共同団体に応募する場合

共同団体届出書（応募様式第3号）：正本1部、副本5部

④ 2者以上の補助対象事業者が連携して猛暑対策事業に取り組む場合

共同計画書（応募様式第4号）：正本1部、副本5部

⑤ 誓約書（応募様式第5号）：正本1部、副本5部（応募事業者が、市町村の場合は不要）

なお、補助事業の選定後、補助金の交付申請時には、以下の書類の提出を求めます。

ア 納税証明書（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）

（応募事業者が、市町村の場合は不要）

・ 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

（大阪府内に事業所がない場合は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するもの）

・ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

イ 要件確認申立書

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了承ください。

なお、応募書類は本件に係る補助事業の選定のためにのみ使用し、他の目的には使用しません。

(4) その他

① 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれをA4ファイルに綴って提出してください。

応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。

② 表紙及び背表紙には、実施場所と応募事業者名を記入してください。

<記入例>

「都市緑化を活用した猛暑対策事業応募書類一式

（〇〇駅<駅名若しくはバス停名>） △△市<応募事業者名>」

③ 書類提出後の差し替えは認めません。（大阪府が修正や追加提出等を求める場合を除きます）

9 質問の受付

(1) 質問受付期間

応募受付開始日から令和2年3月13日（金）午後5時まで

(2) 質問提出方法

電子メール（アドレス：mi.doriki.kaku@sbox.pref.osaka.lg.jp）により受け付けます。

なお、電子メールの件名は「【質問：猛暑対策事業】」としてください。

- ① 電子メール送信後、必ず電話でメール着信の確認をお願いします。
(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 10 時から午後 5 時まで)
電話番号：06-6210-9558
- ② 質問への回答は、大阪府ホームページ
(<http://www.pref.osaka.lg.jp/midorikikaku/shinrinkankyozei/mousyotaisaku.html>)に掲示
します。個別に回答はしませんのでご注意ください。

10 補助事業選定の考え方

多くの府民や来阪者が駅前広場等での暑熱環境の改善を受益できるように、駅の乗降人員数等を基本とし、以下の事項についても勘案の上、予算の範囲内で補助事業を選定します。

○2025 年大阪・関西万博やインバウンドの増加を見据えた来阪者の利用状況

○暑さの影響を受けやすい高齢者の利用状況 等

11 問い合わせ先

大阪府環境農林水産部 みどり推進室 みどり企画課 都市緑化・自然環境グループ

所在地：大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）22 階

電話番号：06-6210-9558 ファクシミリ番号：06-6210-9551

E-mail：midorikikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp